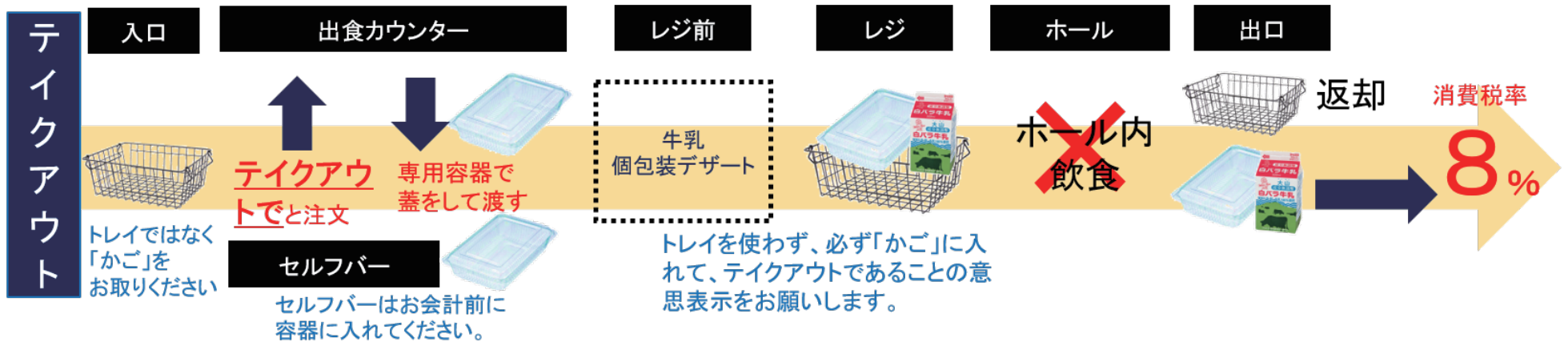


テイクアウトの利用方法を変更させていただきます。 (軽減税率に対応するため)

テイクアウト（＝店外での飲食）の場合には、軽減税率が適用となり、消費税率が8%となります。ただし、この場合は**食堂のホールでの飲食を行わない（イートインではない）場合にのみ適用**となります（国税庁Q&A）。生協は組合員の皆さまからお預かりをした消費税を国に正しく納める責務があるとともに、**利用される方が、他の利用者の方（第三者）から見ても「正しく税を納めている」ことをわかりやすい形にする必要がある**と考え、テイクアウト利用時には「かご」に入れてお会計を行うようにさせていただきます。また、**同時の利用があった場合には、お会計を別々にさせていただくことになりました**。特に牛乳や個包装のシュークリームなどは、それだけのご利用の場合、8%なのか10%なのか非常に分かりづらくなるため、お手数ですが「かご」をご利用いただくようお願い致します。



※食べ残しや、食器に入ったメニューを後から持ち帰る場合は10%のままとなります。